

障発第0618001号  
平成19年6月18日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

### 地域生活支援事業実施要綱の一部改正について

地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号当職通知）の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」の一部を別添のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、内容を御了知の上、都道府県において管内市町村へ周知されたい。

#### 【主な改正事項】

- 1 相談支援事業のうち、住宅入居等支援事業（住宅サポート事業）の目的及び事業内容中、「障害者」を「障害者等」に、対象者中、「知的障害者及び精神障害者」を「障害者等」に改正
- 2 経過的デイサービス事業の廃止
- 3 経過的精神障害者地域生活支援センター事業の廃止
- 4 施設外授産の活用による就職促進事業の廃止
- 5 生活支援事業のうち、本人活動支援事業の事業内容中、「知的障害者」を「障害者等」に改正
- 6 生活支援事業のうち、ボランティア活動支援事業の事業内容中、「精神障害者」を「障害者等」に改正